

業務等質問回答書

発注機関名	農政部農業政策課 農産物マーケティング室	公告日	令和8年2月13日
業務名 業務箇所名	県産米・食肉魅力発信プロモーション業務 県内一円		
質問内容	<p>【質問1】 県産米の価値や魅力を視覚的に伝えるデザインの作成にあたり、「二次元コード等から動画サイトへアクセスできること」との記載があるが、当該動画サイトのリンク先について指示はあるか。また、リンク先を委託事業者から提案することは可能か。</p> <p>【質問2】 おいしい信州フードのロゴは使用可能か。</p> <p>【質問3】 制作したCMは、委託契約期間終了後も使用する可能性はあるか。 また、使用する場合、どのくらいの期間を想定しているか。</p> <p>【質問4】 小売店などの精肉売場における県産牛肉・豚肉試食活動の実施について、県外の小売店を紹介いただくことは可能か。 その対応が難しい場合、県外店舗ではなく、県産牛肉・豚肉を常時取り扱う店舗のみで試食会を実施する形でも差し支えないか。</p>		

回答日：令和8年3月12日

回答	<p>【回答1】 仕様書（案）5(1)アで制作された20秒動画は「おいしい信州フードネット」ホームページに掲載しますので、当該サイトへアクセスできるようにしてください。追加して、その他のリンク先について御提案をいただいた場合には検討します。</p> <p>【回答2】 使用可能です。</p> <p>【回答3】 CMの映像等については、委託業務完了時に県へ帰属していただきます。なお、著作権等の扱いについては、仕様書（案）9(1)(2)のとおりです。</p> <p>【回答4】 県内外小売店について、発注者は紹介しません。小売店の選定については、委託業務としています。 なお、県外8店舗（4店舗×2回）での実施は必須事項となります。</p>
----	---